

2020年9月8日

特定非営利活動法人
かながわ女のスペースみずら
理事 阿部裕子

DV対策について検討を進めていく主な論点に対する意見

1. 通報及び保護命令の申立が可能となる被害者の範囲の拡大（附則検討事項）

精神的暴力について

長い間、暴力と暴言に耐えて我慢を続けた被害者にとっては、家を出て一時保護を求めると言うことは一大決心であり、シェルターにたどり着いた時にも緊張が続き、心身の様子を尋ねても大抵の人は「大丈夫です」と答える。何日かゆっくりと休むと頭痛や腹痛を訴え、更に自信がない、落ち込む、夢を見る、動悸がする、追いかけてくるんじゃないか、これからは不安、等を訴える。

特に精神的暴力が長かった場合には、うつ症状、うつ病、不安神経症、PTSDなどの診断やフラッシュバック、過呼吸、動悸、不眠などの症状が続き、治療も長引くため、少なくとも診断や症状が明らかな場合には保護命令の対象とすべき。

性的暴力について

⇒参考資料2、「これまでの主な意見」2ページの黒ポツ2点に賛成

2. 加害者更生のための指導及び支援のあり方（附則検討事項）

DV防止法制定以来20年経つが暴力は減っていない。2020年3月の警察庁のDV相談件数は8万件を超えて最多を更新し、家庭内暴力は深刻な状態が続いているとコメント。また内閣府男女共同参画局の2018年3月の報告書では女性の3人に1人が被害経験、7人に1人が命の危険を感じたという。

1番目の妻がDV被害でシェルターを利用し、数年後に2番目の妻がシェルターにやってきたこともあり、被害者の安全を最優先に、被害者支援の視点で加害者対策を講じなければ暴力は減ることはない。面前DVを経験した子どもたちは家庭で空気のように暴力・暴言を学び吸収し、連鎖を繰り返すことをどう防ぐのか？

法改正を含めてぜひ有効な施策を講じてもらいたい。

3. DV対応と児童虐待対応の連携

目黒区と野田市の虐待死事件の報道の影響もあり、当団体では、2019年度のシェルター

利用者で妻にはDV、子どもには虐待、というケースが前年度に比べて増加した。被害者自身が「このままでは私たちも事件のようになってしまうかもしれない」とスタッフに語っている。ポスターやチラシには「被害者と子どもを一緒に守る」というメッセージを明確に伝えるようにしてもらいたい。

支援に向けたカンファレンスでは必要に応じて児童相談所の担当者も出席し、被害者の妻と子どもへの支援を連携して取り組み、居所設定先の市区の女性相談員、生活保護のCW、児童相談所に確実に移管することが必要。

4. 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

当団体の取り組み

- ①「女性への暴力等に対する一時保護事業」の施設を運営し、2019年度は「夫・パートナーからの暴力」「親・子からの暴力」「同棲・交際相手からの暴力」が保護理由でした。
- ②中期滞在型施設で、暴力被害者や様々な事情から行き場を失った女性が自立を目標に原則6か月利用できる。「行き場なし」「親族の暴力・性虐待」「夫の暴力・虐待」が保護理由だった。
- ③一時宿泊型施設で一時保護に至らないものの、保護や支援を必要とする单身女性を対象に、一時的な（数日間）宿泊場所を提供し、相談支援を行うことで次の支援につなぎ、被害等の深刻化・重篤化を防ぐことを目的としている。
外出制限なし、通勤・通学・通院可、携帯電話等所持したまま利用可。
- ④「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」では
 - 各区の女性相談担当部署と連携し、相談者のニーズにあわせ、継続した面接相談、法テラスや病院同行、出張相談など通年を通して取り組む。
 - 2か所の子育て支援拠点に出向いて、出張して相談を行った。
 - 若年女性の1人ひとりに対して継続的に面接相談を行っている。

※神奈川県内では、利用者の減少と後継者問題で、3団体がシェルターとして一時保護の受け入れをやめてしまったことは残念なことだった。

5. 逃げられない／逃げないDV対応について

- ①自治体や企業に対して、就労しているDV被害者が退職するのではなく、休職して離婚や同棲解消により安全の目途が立ってから復職できるよう協力を要請し、被害者の職を確保することで選択肢を広げることが出来る。

実際には、DV被害者が公務員だったケースで、一旦母子でシェルターに身を寄せ、職場に事情を話して休職扱いにしてもらい、離婚のめどが立ってから復職することが出来た。またデートDVのケースで、大手企業に勤めていた女性は彼と同棲するために転勤さ

せてもらったが、同棲後DVがひどくなり、実家に逃げると同時に別れてから元の職場に復帰できた。

- ②土、日、祝日、夜間の緊急の場合は警察に助けを求めることになる。即、一時保護を求めないケースでは、警察が当分別居して暮らすよう助言することで被害母子が自宅に戻り、夫が自営業の職場ないし、ビジネスホテル等で別居することもあるが、法的根拠がないため、数日で夫が自宅に戻ってくるので被害母子は他に居場所を探さなくてはならなかった。自宅から被害者も通勤できるし、子どもも通学できて、当分の間（3 か月～6 か月）加害者に別居を強制するような保護命令ができればいい。

6. その他

①面会交流について

家庭裁判所の事案として増加傾向を示しており、中には紛争が長期化して調査官による養育環境や子の意向調査をすることも多くなっている。特にDVの案件では、子どもが直接暴力を受けなくても、妻に対する暴力・暴言を見聞きすることで面前DVの被害を受けている。家裁では、原則として面会交流については直接交流に向けた調整を行うが面会交流が子の福祉を害する場合には制限する。たとえば、

- ・虐待のおそれがある
- ・連れ去りのおそれがある
- ・非監護親から監護親に対するDVの影響がある
- ・非監護親に精神障害等があつて、ルールを守れない
- ・子の拒絶
- ・監護親が再婚し、子と再婚相手が養子縁組をしている、等

監護親がDV被害によって精神的なダメージが大きい場合には、面会交流に第三者機関の支援を受けることが出来るが費用は有料であり、費用を折半にすることも多いため資力の少ない監護親が利用できない場合もある。たとえば、明石市の「面会交流コーディネート事業」のように自治体が非監護親と子どもの面会交流を積極的に支援する、あるいは費用を法テラスが立て替える等の負担を軽減することも必要。

また加害者プログラムの実施と組み合わせること子の福祉に適うことと思う。

②困難を抱えた女性の一時保護について自治体による温度差が大きい。

家族からの虐待で家を出て居所がない若年女性の場合、スマホ等で泊めてくれる人を求めて発信し、優しい男性宅に泊めてもらい、連日性暴力を受けた（パパ活）。そこから逃げ出して助けを求めた自治体で「DV以外はダメ」と拒否され、バイトしながらネットカフェで過ごしていた。